

農林水産省、林野庁及び水産庁（以下「農林水産省」と総称する。）における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第10条第2項に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

## I 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法

第1 録音テープ又は録音ディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- 2 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

第2 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- 2 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3 第1及び第2に該当しない電磁的記録のうち、農林水産省が保有するプログラム（ワード、エクセル等で読み取れるものをいう。）により行うことができる場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- 2 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- 3 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
- 4 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第4 第1から第3までの実施方法により電磁的記録の開示の実施を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）第9条第2項に規定する開示の実施の方法に準じた方法により開示の実施を行う。

## II 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

第1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、3及び4に掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、農林水産省がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 1 当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

4 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

第2 第1に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、情報公開法施行令第9条第1項及び第2項に規定する開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。